

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月26日
照会部署 南関東ブロック本部相談給付支援部
サービス推進・お客様相談グループ
照会担当者 (一般職) 中津川 高司
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 檻本

(案件)

(受付番号) No. 2010-288	勤務形態の変更による在宅勤務者となった者の通勤手当(給与体系の変更)に係る被保険者報酬月額変更届の取扱いについて
------------------------	--

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

給与が20日締め当月25日払いの適用事業所において、雇用契約変更に伴い通勤手当の金額が変更となった場合の、被保険者報酬月額変更届の改定月の起算月はどのように取扱うのか。

● 雇用契約の変更内容

11月21日より在宅勤務となる。(必要に応じて会社に出社する)

給与体系の変更(12月25日支給分より変更)

変更前 通勤手当は毎月25日に翌月分支給 12,410円

変更後 通勤手当を毎月25日に当月分支給 出勤日数に応じて支給

● 実際の支給状況

10月 通勤手当 12,410円

11月 通勤手当 0円(11月21日より在宅勤務のため)

12月 通勤手当 860円(給与体系の変更のため11/21~12/20の実費分)

1月 通勤手当 4,160円(給与体系の変更のため12/21~1/20の実費分)

上記のような支払い状況のケースにおいては被保険者報酬月額変更届の取扱いついて(いずれも2等級以上の変動があると仮定して)

① 11月を起算として2月の月額変更として取扱う。

② 12月からを起算として3月の月額変更として取扱う。

③ 11月、12月それぞれを起算として2月、3月の月額変更として取扱う。

④ 上記以外の取扱い。

①~④のいずれかに該当するかご教示願います。

業務処理マニュアル IV-1-5 被保険者報酬月額変更届

(回答)

隨時改定を行い時期について、著しく高低が生じた月とは、報酬の実績が確保された時点であり、しかもその実績については継続した3ヶ月を必要とするものと解される。

ご照会の場合は、給与体系に変更が生じた月は11月であるが、変更後の通勤手当が実際に支払われた12月支払い分を隨時改定の起算とする。

また、1月の支払いの給与は、12月支払い給与と比較し、給与体系の変更は生じておらず、通勤手当の額に変動は生じても単に出勤した日数による変動であるため、「固定的賃金の変動」とはいえないと思料されることから、隨時改定の要件とはならないと考える。よって、②の12月から起算とした3ヶ月の報酬で隨時改定の要否を判断するのが妥当と考える。

回 答 日 平成22年 5月 7日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康幸
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上